

第 81 回国民スポーツ大会冬季大会
スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）

山梨県実行委員会
第 2 回総会



【書面開催：令和 8 年 5 月 7 日（木）】

目 次

《審議事項 1》

【第 1 号議案】 令和 7 年度事業報告（案） 2

【第 2 号議案】 令和 7 年度収支決算（案） 3

《審議事項 2》

【第 3 号議案】 令和 8 年度事業計画（案） 6

【第 4 号議案】 令和 8 年度収支予算（案） 7

《審議事項 3》

【第 5 号議案】 チケット販売実証事業における協力について（案） 8

《報告事項》

・ 山梨県実行委員会委員の変更等について 1 3

・ スケート競技会実施事項の制定について 別冊

参考資料 開催基本方針、山梨県実行委員会会則等 1 5

令和 7 年度事業報告（案）及び令和 7 年度収支決算（案） について

本審議の趣旨

第 81 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）の開催に向けた準備に係る令和 7 年度事業報告（案）及び令和 7 年度収支決算（案）について、それぞれ別紙「第 1 号議案」及び「第 2 号議案」により提出するもの。

事業報告書

事業名	期日	事業内容	備考
第81回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）山梨県実行委員会事業			
(業務内容)			
実行委員会運営業務	R7.8.5	総会の開催	
事務局運営業務	R7.8 ～R8.3	実行委員会事務局の運営	
中央団体等打合わせ業務	R7.8 ～R8.3	中央関係団体等との会議、打合せなど	
先催県調査業務	R8.1 ～R8.2	第80回あおもり国スポ冬季大会の視察	
広報活動業務	R7.8 ～R8.3	大会愛称の決定、ポスターデザインの公募・選定など	
競技運営業務	R7.8 ～R8.3	競技日程・実施要項の検討・決定など	
宿泊・輸送業務	R7.8 ～R8.3	宿泊料金等の検討・決定、配宿委託業者の決定など	

第2号議案

収 支 決 算 書

期間：令和7年8月5日 ～ 令和8年3月31日

(収入の部)

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差異	摘 要
補助金	2,427,000	1,563,341	▲863,659	山梨県補助金
諸収入	1,000	1,639	639	預金利子
計	2,428,000	1,564,980	▲863,020	

(支出の部)

科 目	予算額	決算額	差異	摘 要
報償費	190,000	189,400	▲600	大会ポスターデザイン優秀作品賞金等
旅費	758,000	447,582	▲310,418	先催県視察調査旅費等
需用費	378,000	312,921	▲65,079	大会ポスターデザイン募集チラシ印刷等
役務費	272,000	12,045	▲259,955	振込手数料等
委託料	220,000	198,000	▲22,000	大会愛称規定書体作成委託等
使用料 及び賃借料	589,000	386,992	▲202,008	設立総会会場使用料等
備品購入費	19,000	18,040	▲960	公印購入費
公課費	2,000	0	▲2,000	
計	2,428,000	1,564,980	▲863,020	

監 査 報 告

第 81 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）山梨県実行委員会会則第 7 条第 3 項の規定に基づき、令和 7 年度収支決算に関する会計書類について監査したところ、その内容が適正であったことを認めます。

令和 8 年 4 月 23 日 監事 入 倉 由 紀 子 

令和 8 年 5 月 7 日 監事 渡 邊 直 樹 

第 81 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）山梨県実行委員会
会 長 長 崎 幸 太 郎 様

令和 8 年度事業計画（案）及び令和 8 年度収支予算（案） について

本議案の趣旨

第 81 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）の開催に係る令和 8 年度事業計画（案）及び令和 8 年度収支予算（案）について、それぞれ別紙「第 3 号議案」及び「第 4 号議案」により提出するもの。

事業計画書

事業名	期日	事業内容	備考
第81回国民スポーツ大会 冬季大会スケート競技会 (ショートトラック・フィギュア) 山梨県実行委員会 事業 (業務内容)			
実行委員会業務	R8.5・R9.3	総会の開催	
総務企画業務	R8.4 ～R9.3	実行委員会事務局の運営 大会実施本部の設置・運営ほか	
広報報道業務	R8.4 ～R9.2	大会PR活動の実施 全国報道員会議の開催	
式典業務	R8.4 ～R9.2	表彰式の企画・運営	
競技運営業務	R8.4 ～R9.2	競技会プログラム作成 表彰状作成ほか	
会場業務	R8.4 ～R9.2	会場設営・準備	
宿泊・医事衛生業務	R8.4 ～R9.2	大会参加者の配宿 救護本部・救護所の設置・運営	

第4号議案

収 支 予 算 書

(収入の部)

(単位：円)

科 目	予算額	摘 要
補助金	20,611,000	山梨県補助金
計	20,611,000	

(支出の部)

科 目	予算額	摘 要
報償費	40,000	司会者・吹奏楽団謝礼
旅費	5,492,000	中央競技役員旅費等
需用費	6,244,000	ポスター・チラシ印刷等
役務費	966,000	通信費、振込手数料
委託料	7,114,000	国スポチャンネル配信委託
使用料及び賃借料	729,000	大型ビジョン・掲示板使用料等
公課費	26,000	契約書印紙税
計	20,611,000	

チケット販売実証事業における協力について

【チケット販売実証事業】

「今後の国民スポーツ大会の在り方を考える有識者会議」の提言を踏まえ、公益財団法人日本スポーツ協会及び一般財団法人国スポサポートセンターから、9ページの文書（令和8年3月4日付け第7回JSP0国スポ発第182号及び第7回JGSC発第1号）のとおり「国民スポーツ大会チケット販売実証事業」への協力依頼がありました。

この事業は、開催自治体の財政的負担軽減及び大会の新たな財源確保を目的とした観戦チケットの有料販売を実証するものです。

今回、令和9年2月に小瀬スポーツ公園アイスアリーナで開催する第81回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（フィギュアスケート競技）で、この実証事業を行いたいということで協力依頼があったものです。

なお、11ページに事業（案）が示されていますが、販売価格や枚数など具体的な事業の詳細は、今後、プロジェクトチームを設置し検討することとされております。

【対応案】

本事業については、山梨県実行委員会として協力すべきものとしてお諮りします。

（対応案とする理由）

国民スポーツ大会における開催自治体の財政的負担の軽減や財源確保は、今後も大会を継続するために解決を図るべき課題です。

これらの課題解決に向けた取り組みの1つとして、観戦チケットの有償販売の効果を検証し、本格導入の可否について検討をすすめるという趣旨に賛同できるため。

また、チケット販売することで会場のキャパシティに合わせた来場者数をコントロールすることが可能となります。このことは、運営面においても不特定多数の来場を回避できることから、安全の確保ができるメリットが期待されます。

【参考】

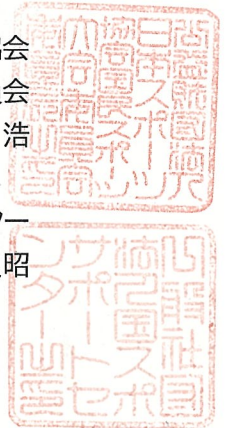
- ・チケット販売実証事業の実施にあたり開催自治体に新たな負担が生じることはない
と説明を受けております。
- ・販売価格、数量、周知方法、利益配分などの詳細は、今後、設置されるプロジェクトチームで検討予定。

第7回JSPO国スポ発第182号
第7JGSC発第1号
令和8年3月4日

山梨県
甲府市
公益財団法人山梨県スポーツ協会 御中
公益財団法人日本スケート連盟
山梨県スケート連盟

公益財団法人日本スポーツ協会
国民スポーツ大会委員会
委員長 山本 浩

一般社団法人国スポサポートセンター
理事長 岩田 史昭



国民スポーツ大会チケット販売実証事業における協力依頼について(依頼)

平素より当協会事業にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、当協会が令和7年3月に「今後の国民スポーツ大会の在り方を考える有識者会議」から受領した「提言」を踏まえ、同年6月に設立した「一般社団法人国スポサポートセンター」(以下「JGSC」という。)では、開催自治体の財政的な負担軽減を図るため、新たな財源確保に向けた実証事業として、国スポにおける観戦チケットの有料販売に取り組むことを検討しております。

当協会及びJGSCでは、「提言」を踏まえた初めての試みとなる今回の実証事業を、令和9年に山梨県甲府市で開催する第81回大会冬季大会スケート競技会(フィギュアスケート競技)で行うこととして貴団体に協力を依頼することについて、去る令和8年3月3日開催の令和7年度第4回国民スポーツ大会委員会において了承されたところです。

このことを受け、この度、貴団体に対し下記のとおりご依頼申し上げますとともに、具体的に実施することとなった場合には、収益性や費用対効果を検証し、チケット販売の仕組みづくりや開催地の都道府県における実施モデルの検討など、今後の国スポでの取組みにつなげていくための実績及び課題の抽出を行いたく存じます。

貴団体におかれては、本件について何卒ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細については貴団体と調整の上取り進めさせていただくものであることを申し添えます。

記

1. 対象大会:第81回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会(フィギュアスケート競技)
2. 開催期日:令和9(2027)年2月5日(金)~8日(月) ※販売対象日については今後検討する
3. 開催場所:小瀬スポーツ公園アイスアリーナ(山梨県甲府市小瀬町 840)

4. 事業内容:観戦チケットの販売内容の詳細(販売・販促方法、数量、料金等)については、今後、開催地等の関係者と協議の上決定する。
5. 経 費 :チケット販売にかかる経費は、原則として JGSC が負担する。

【本件に関する問合せ先】

国スポサポートセンター 水田

TEL:03-6812-9953

MAIL:jgsc@jgsc.or.jp

日本スポーツ協会 国スポ課 品治

TEL:03-6910-5804

MAIL:kokuspo@japan-sports.or.jp

1) 大会概要

1. 対象大会：第81回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（フィギュア）
2. 開催期日：令和9（2027）年2月5日(金)～8日(月)
3. 開催場所：小瀬スポーツ公園アイスアリーナ（山梨県甲府市小瀬町840）
4. 経費：チケット販売にかかる経費は原則として国スポサポートセンターが負担。収益の一部を協力を金として交付する

2) チケット販売事業概要

■趣旨

開催自治体の財政的な負担軽減を図るため、新たな財源確保に向けた実証事業として、国スポ大会における観戦チケットの有料販売に取り組み。

■目的

今回の実証事業では、新たな財源確保策として「観戦チケット有料化」を行い、収益性や費用対効果を検証し、チケット販売の仕組みづくりや開催地都道府県における実施モデルの検討など、今後の国スポ大会での取り組みに繋げていくための実績及び課題抽出を行う。

■チケット販売における実施主体及び責任

一般社団法人国スポサポートセンター（JGSC）
※本事業に関わる責任はJGSCが負う。

3) 目標（8割）/日

- ・西側観覧席総数402席
椅子302席（一般274席・ホスピタリティ28席）、立見100席
・目標販売席数（8割）321席
・集客見込み目標：
8割程度（約321人/日）3.5日間。延べ963名。
- ・インセンティブ：
県民価格の設定、先行販売他
- ・収支利益配分：
今回の実証事業において、開催地における収益の効果を検証する。
なお、収益の配分については、関係者と協議の上、決定する。

※一般席274席、ホスピタリティ席28席、立見席100席
は運営状況により席数は変動する場合があります

4) 満足度の数値化

- ・国スポ<フィギュア競技>の注目満足度指数
※アンケートの実施
指数70%以上

5) 具体的な展開

■座席・動線

- ・有料席は2F受付
- ・西側の観覧席を設定
- ・選手関係者との接触を避けた安全な動線確保
- ・安心して席が確保できている

■ホスピタリティ席

- ・金額設定に応じたおもてなしアイテムの提供
- ・JGSC選任スタッフ配置
- ・プレミアムチケット
- ・特別感の演出席

■インセンティブ計画

- ・県民が優遇される割引や先行販売による差別化
- ・観戦席の確保ができる
- ・プレミアムな体験やグッズ販売などを予定



※座席やブランケットなどを想定したイメージ画像です。
※ホスピタリティ席における具体的なインセンティブは要検討です。

6) 会場レイアウト

有料見席
50席

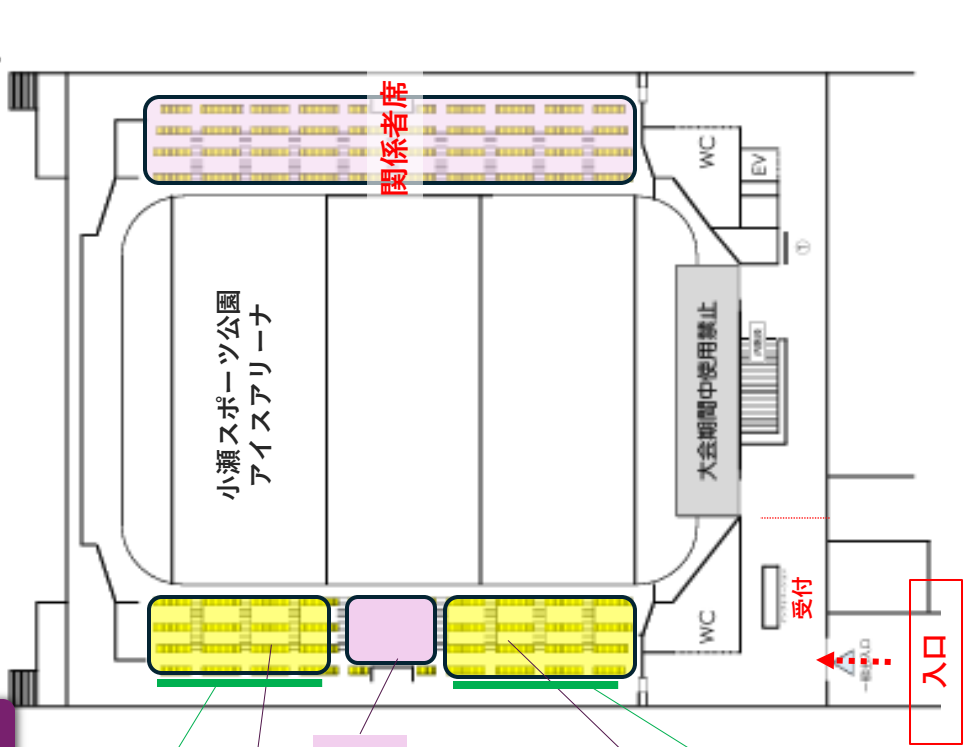
有料一般
137席

ホスピタリティ席
28席



有料一般
137席

有料立見席
50席



7) 必要経費等

- ・効果的なプロモーション等
- ・会場装飾（誘導動線案内等）
- ・ボランティアとの連携・連絡
- ・チケット販売手数料
- ・ホスピタリティ案内係配置
- ・JASRAC

8) スケジュール

- ◆令和7年度
3月3日（国スポ委員会/山梨県/山梨県へ協力依頼了承）
3月4日（JGSC理事会）
- ◆令和8年度
実施にむけた準備
～5月山梨県内で協議・回答
（山梨県実行委員会総会/甲府市実行委員会総会/山梨県スケート連盟理事会等）
6月2日（国スポ委員会）報告
チケット販売準備：6月～11月下旬（予選会11月下旬）
チケット販売開始：12月初旬（エントリー締め切り1月上旬）
大会実施：2月5日～8日

実行委員会報告事項について

山梨県実行委員会会則第8条及び第12条第2項の規定に基づき、次のとおり報告する。

○報告事項

- ・山梨県実行委員会委員の変更等について
- ・スケート競技会実施要項の制定について

※ 報告事項の内容は「別紙」のとおり

山梨県実行委員会委員の変更等について

令和7年8月5日から令和8年5月7日までにおける、役員等の変更については、次のとおりである。

1 役員

(1) 副会長（6名中1名）

機関・団体名及び役職	新任者	旧任者
山梨県議会議長	宮本 秀憲	渡辺 淳也

2 顧問（6名中1名）

	機関・団体名及び役職	新任者	旧任者
1	衆議院議員	—	中島 克仁

3 参与（25名中2名）

	機関・団体名及び役職	新任者	旧任者
1	山梨県議会農政産業観光委員会委員長	望月 大輔	流石 恭史
2	山梨県商工会議所連合会会長	野口 英一	進藤 中

第81回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）

山梨県実行委員会組織名簿

令和8年5月7日現在

No.	役職名	所属機関団体・役職名	氏名	備考	
1	会長	山梨県知事	長崎 幸太郎		
2	副会長	山梨県議会議長	宮本 秀憲		
3		山梨県副知事	石寺 淳一		
4		山梨県教育委員会教育長	荻野 智夫		
5		甲府市長	樋口 雄一		
6		公益財団法人山梨県スポーツ協会会長	高野 剛	県内競技団体代表	
7		山梨県スケート連盟副会長	窪田 静則	県スケート競技団体代表	
8		委員	山梨県観光文化・スポーツ部長	小泉 嘉透	国民スポーツ大会担当部局長
9	山梨県スポーツ推進審議会会長		飯田 忠子	県スポーツ推進審議会代表	
10	山梨県スポーツ推進委員協議会会長		飯田 忠子	競技会補助員協力要請	
11	山梨県小中学校体育連盟会長		戸田 徳和	県内小中学校体育代表	
12	山梨県高等学校体育連盟会長		山田 芳樹	県内高校体育代表	
13	山梨県旅館ホテル生活衛生同業組合理事長		笹本 健次	県内宿泊団体代表	
14	一般社団法人山梨県バス協会会長		古屋 毅	輸送部門代表	
15	一般社団法人山梨県医師会会長		鈴木 昌則	医療部門代表	
16	監事		山梨県会計管理者	入倉 由紀子	
17		甲府市会計管理者	渡邊 直樹		
18	顧問	衆議院議員	中谷 真一		
19		衆議院議員	堀内 詔子		
20		参議院議員	後藤 斎		
21		参議院議員	小沢 雅仁		
22		参議院議員	永井 学		
23	参与	山梨県議会農政産業観光委員会委員長	望月 大輔	議会	
24		甲府市議会議長	岡 政吉	市議会	
25		甲府市教育委員会教育長	松田 昌樹	市教育委員会	
26		山梨県警察本部長	仲村 健二	行幸啓・交通規制対応等	
27		山梨経済同友会代表幹事	入倉 要	経済部門主要団体	
28		山梨県経営者協会会長	佐々木 宏明	経済部門主要団体	
29		山梨県商工会議所連合会会長	野口 英一	経済部門主要団体	
30		山梨県中小企業団体中央会会長	栗山 直樹	経済部門主要団体	
31		山梨県商工会連合会会長	岩下 和彦	経済部門主要団体	
32		公益社団法人やまなし観光推進機構理事長	仲田 道弘	県内観光推進機関	
33		山梨県企業スポーツ連絡協議会会長	関 光良	学校・スポーツ団体	
34		山梨県PTA協議会会長	依田 貴司	学校・スポーツ団体	
35		山梨県高等学校PTA連合会会長	高相 正樹	学校・スポーツ団体	
36		山梨県連合婦人会会長	高村 里子	女性団体	
37		山梨県女性団体協議会会長	浅川 節子	女性団体	
38		一般社団法人山梨県歯科医師会会長	吉田 英二	医療部門	
39		公益社団法人山梨県看護協会会長	遠藤 みどり	医療部門	
40		一般社団法人山梨県トラック協会会長	坂本 幸晴	輸送部門	
41		一般社団法人山梨県タクシー協会会長	雨宮 正英	輸送部門	
42		一般社団法人山梨県食品衛生協会会長	細谷 憲二	食品・衛生部門	
43		一般社団法人山梨県調理師会会長	清水 勝一	食品・衛生部門	
44		一般財団法人山梨県消防協会副会長	水越 武志	防災部門	
45		山梨県消防長会会長	長谷川 達郎	防災部門	
46		東日本旅客鉄道株式会社執行役員八王子支社長	氏森 毅	交通規制部門	
47		一般財団法人山梨県交通安全協会会長	堀内 光一郎	交通規制部門	
会長1名、副会長6名、委員8名、監事2名（小計17名）、顧問5名、参与25名（小計30名）：合計47名					

大会開催基本計画

第81回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）の開催基本計画は、次のとおりとする。

1 目的（国民スポーツ大会開催基準要項）

大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものである。

2 主催

公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、山梨県、
公益財団法人日本スケート連盟、甲府市

3 山梨県開催方針

広く冬季スポーツへの関心を高めるだけでなく、令和14年に本県で開催を予定する第86回国民スポーツ大会・第31回全国障害者スポーツ大会開催基本方針で掲げる新たな時代にふさわしい大会モデルの構築に向け、大胆な簡素・効率化に取り組む。

また、スポーツを通じ、未来を担う子どもたちに多くの夢や希望を与え、県民の健康増進や共生社会の実現、地域経済の活性化など明るく豊かな地域づくりにつながる大会として開催する。

4 会期

令和9年2月5日（金）～2月10日（水） 6日間

5 日程と会場

【ショートトラック・フィギュア】

開催地	式典・競技	2月						会場
		5日 (金)	6日 (土)	7日 (日)	8日 (月)	9日 (火)	10日 (水)	
甲府市 (山梨県)	フィギュア	○	○	○	○			小瀬スポーツ公園 アイスアリーナ (甲府市小瀬町840)
	ショート トラック					○	○	
	表彰式						午後 ○	小瀬スポーツ公園 武道館 (甲府市小瀬町840)

※開始式は実施しない

第81回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）
山梨県実行委員会会則

第1章 総 則

（名 称）

第1条 この会は、第81回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）山梨県実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目 的）

第2条 実行委員会は、国民スポーツ大会開催基準要項に基づき、第81回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）（以下「大会」という。）を開催するために必要な事業を行うことを目的とする。

（事 業）

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1） 大会運営の総合計画に関すること。
- （2） 広報及び報道に関すること。
- （3） 式典の企画・運営に関すること。
- （4） 宿泊及び保健医療に関すること。
- （5） 輸送交通及び警備防災に関すること。
- （6） 競技運営に関すること。
- （7） 公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、関係競技団体、その他関係機関及び団体との連絡調整に関すること。
- （8） 大会運営に必要な施設、設備等の整備に関すること。
- （9） 前各号に掲げるもののほか、大会の開催に必要な事項に関すること。

第2章 組 織

（委 員）

第4条 実行委員会は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱した委員をもって構成する。

- （1） 県、甲府市及び関係機関の役職員
- （2） 公益財団法人山梨県スポーツ協会、山梨県スケート連盟の役職員
- （3） 前各号に掲げる者のほか、大会運営に関係のある者

2 前項第1号及び第2号の委員は、その役職にある者をもって委嘱し、その役職に異動があった場合は、その後任者を委嘱する。

（役 員）

第5条 実行委員会に、次の役員を置く。

- （1） 会 長 1名
- （2） 副会長 若干名
- （3） 監 事 若干名

（役員を選任）

第6条 会長は、山梨県知事をもって充てる。

2 副会長及び監事は、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代理する。

3 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから第2条に規定する目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時の機関及び団体の役職を離れたときは、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、実行委員会の業務のうち重要な事項に参加する。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

6 顧問及び参与は、無報酬とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、総会を置く。

(総会)

第11条 総会は、委員等をもって構成する。

2 総会は、会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した副会長がこれに当たる。

4 総会は、次の事項を審議決定する。

(1) 実行委員会の会則に関する事項

(2) 大会開催基本計画の決定に関する事項

(3) 事業計画及び事業報告に関する事項

(4) 予算及び決算に関する事項

(5) 実行委員会の解散に関する事項

(6) その他実行委員会の運営に関する重要な事項

5 総会に出席できない委員等は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任することができる。

6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を

含む。)の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(要項等の決定)

第12条 大会運営に係る各種要項のほか、具体的な企画及び実施内容については、国民スポーツ大会開催基準要項及び大会開催基本計画等に基づき、会長が決定する。

2 会長は、前項に基づき決定した内容を総会に報告するものとする。

第4章 会長の専決処分

(専決処分)

第13条 会長は、総会の権限に属する事項のうち、総会を招集するいとまがない場合における緊急な事項について、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会に報告し、その承認を求めなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第14条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第15条 実行委員会の経費は、補助金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第16条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定めるもののほか、山梨県の財務に関する規則等の例による。

第7章 委任

(権限の委任)

第17条 会長が他の団体の代表者を務める場合において、当該団体を相手方として行う契約の締結その他民法第108条の規定の適用がある行為については、実行委員会事務局長がこれを行う。

2 前項の実行委員会事務局長は、第14条第2項の規定により会長が別に定める。

第8章 解散

(解散)

第18条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

第9章 補 則

(補 則)

第19条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この会則は、実行委員会設立の日（令和7年8月5日）から施行する。

2 第16条第1項の規定にかかわらず、令和7年度の会計年度は、この会則の施行の日から令和8年3月31日までとする。